

# 神戸市環境影響評価審査会規則

平成9年10月13日  
神戸市規則第38号

(趣旨)

**第1条** この規則は、神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第35条第5項の規定に基づき、神戸市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 審査会は、特別の事項を調査審議する委員（以下「臨時委員」という。）及びその他の委員（以下「一般委員」という。）で組織する。

- 2 一般委員の人数は25人以内とし、臨時委員の人数は5人以内とする。
- 3 一般委員は、会議に出席する。
- 4 臨時委員は、特別の事項が議題として審議されるときに限り会議に出席する。

(任期)

**第3条** 一般委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 一般委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員の任期は、特別の事項の調査審議をするため委嘱を受けた時から当該調査審議が終了する時までとする。

(会長及び副会長)

**第4条** 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、一般委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審査会に関する事務を処理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

**第5条** 審査会の庶務は、環境局において処理する。

(施行細目の委任)

**第6条** この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。